

**「第5期三木市障害者基本計画及び第6期三木市障害福祉計画  
・第2期三木市障害児福祉計画（案）」に対する意見書の概要及  
び意見に対する市の考え方**

意見募集期間 令和2年12月18日(金)～令和3年1月18日(月)（32日間）

意見者数 3名（8件）

番号	意見の概要	市の考え方
第2章 三木市の障がい者施策の現状と課題		
2 各種統計		
1	障がい者数に実績はあるが、今後の推計がありません。事業量を見積もる根拠として必要ではないでしょうか。	障害福祉サービス等事業の見込量については、障がい者数の将来推移ではなく、これまでのサービスの利用実績に加えて、三木市の人口動向や障害者手帳所持者数の推移も考慮した上で算出しています。
第2章 三木市の障がい者施策の現状と課題		
3 各種調査結果から見る三木市の現状		
(5) 事業所・団体調査の主な結果		
2	肢体不自由のある子どもや重症心身障がい児への支援の不足が挙げられています。実際に児童に関わっている中で実感しています。事業所の垣根を越えて支援の方法や機会の確保が必要ではないでしょうか。	障がいのある子どもへの支援については、保健、福祉、教育等子どもを取り巻くさまざまな分野の連携が必要であると考えています。福祉の分野では、地域自立支援協議会に「こども部会」を設置し、機能強化を図るとともに、関係機関の連携・協働体制づくりを行います。  また、「こども発達支援センターにじいろ」を中心に、医療的ケアを必要とする子どもを含め、重度の障がい児の療育に関する研修会の開催や、市内事業所への技術的な支援を行ってまいります。

<p>第3章 目指す将来像と基本目標</p> <p>2 基本目標（施策の柱）</p> <p>基本目標2：自分らしく生きるための支援の充実</p>	
<p>3</p> <p>放課後等デイサービスを利用される方の中には、少しの工夫や相談で生活が好転するケースも見られており、福祉事業所に繋がる前に専門職に相談できる場（未就学児でいう「親子発達支援事業」）があることで、親子共に安心して学校生活を送ることの手助けになると思います。</p>	<p>ご意見のとおり、少しの工夫や相談により、親の不安や子どもの困りごとが解決し、障がい福祉のサービスの利用が必要のない場合があります。</p> <p>そこで、就学前児童を対象とした「親子発達支援教室事業」では、親子が遊びながら子どもの特性を理解し、適切な関わり方を学ぶことで、家庭での療育を支援する取組を行っています。</p> <p>一方、就学後の児童については、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育担当教員、スクールカウンセラーが保護者の相談を受け、学校生活の具体的な助言を行うとともに、教育センターでは、心理の専門職などによる個別相談で生活全般の助言を行っています。</p>
<p>第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備</p> <p>2 国の指針に基づく目標設定</p> <p>(4) 障害児支援の提供体制の整備</p>	
<p>4</p> <p>児童発達支援センターの設置については、必要な機能を満たしていけるように取り組むとありますが、それに当たっては専門職（例えば作業療法士等）を配置することが必須であると考えますが、現状の市の雇用形態（会計年度任用職員）では、継続的な支援に携わることのできる職員に限りがあるのではないのでしょうか。</p>	<p>児童の療育分野を専門とする人材は少なく、高い専門性を持つ人材の確保に苦慮しているところですが、療育の中核的拠点となる児童発達支援センターには、専門職の配置は必須であると認識しており、大学等の専門機関との連携を行いながら人材の確保に努めます。</p>

5	<p>「にじいろ」の利用形態について、公営のため平等性の観点で全てのお子さんが週1回の利用で運営されているが、それぞれの子どもに必要な支援や頻度は異なる。公平性、合理的配慮の観点から、必要な方に必要な支援ができるような仕組みの検討をお願いしたい。</p>	<p>一人ひとりの状況に応じた療育の提供を目指していますが、多くの利用希望者のニーズに応えるために、現在はやむを得ず週1回のご利用をお願いしているところです。</p> <p>ご意見のとおり、児童にとって必要なときに必要な頻度の療育を行うためには、個別性を重視した発達評価を行うとともに、子どもが集団生活を送る就学前教育保育施設、学校や民間の障害児通所支援事業所等とより一層連携し、「にじいろ」が中核的な役割を果たす仕組みを検討してまいります。</p>
6	<p>重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、民間事業所単体での継続的な運営は厳しい面があるので、市からの支援により整備の促進が図れるのではないのでしょうか。</p>	<p>重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、今後も引き続き民間事業所への積極的な呼びかけを行いつつ、市内の事業所との連携を図ってまいります。</p>
<p>第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備</p> <p>4 地域生活支援事業の見込量と確保方策</p> <p>(1) 必須事業</p> <p>⑤成年後見制度法人後見支援事業</p>		
7	<p>障がいのある方が詐欺や無断での使い込み被害に遭われているのではないかと思います。その対応のため、成年後見制度法人後見支援事業を早急に進めていただきたい。計画では令和5年度までの実施となっていますが、来年度の実施に向けての工程表を計画に入れることを検討願います。</p>	<p>今後は親族の高齢化等により、後見を必要とする障がいのある方は増加すると予測されます。後見人の確保は重要な課題となるため、早期に市の方針を定め、法人後見支援事業について関係課と協議を行ってまいります。</p>

その他、全体的なご意見

8

以前障がいのある方と研修で、作業や話し合い、食事づくりなどご一緒したことがあります。自分に与えられたことは自分自身で目標を作りコツコツとこなされています。途中で嫌になるとカバーする人、又はやる気がでるまで待つ人など障がいの度合いによる作業が決められていると思います。

親が年をとり、不安を感じないわけがありません。自立する人はほんの一部です。三木市は、障がい児のいける場所が他市よりも多いと思っていますが、より良い条件で安心して過ごせるようにして欲しいと思います。

市では、今後も引き続き、誰もがいきいきと輝き、その人らしく自立して暮らせるまちづくりに向け、就労・雇用・教育・医療・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障がいのある人の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう更なる取組を進めてまいります。